

特定医療費(指定難病)受給者証 と 高額療養費(自己負担限度額) の取扱い

(原則的な取扱い)

指定難病(公54)の実施主体(都道府県)が保険者に対し、患者の所得区分について照会を行い、変更後の所得区分を「特定医療費(指定難病)受給者証」に記載します。

年齢	区分	特定医療費 (指定難病)受給者証 の適用区分	限度額認定証 の提示 (適用区分)	レセプトの「特記」の記載
70歳以上	0 高齢7	記載なし	なし	26区ア
		Ⅵ		26区ア
		Ⅴ		27区イ
		Ⅳ		28区ウ
	8 高齢一	記載なし	あり(Ⅰ・Ⅱ)	30区オ
		Ⅲ	なし	29区エ
		ⅠまたはⅡ		29区エ 30区オ
70歳未満	記載なし	あり(ア～オ)	限度額認定証の適用区分に応じた所得区分を記載する。 (ア)は26区ア (イ)は27区イ (ウ)は28区ウ (エ)は29区エ (オ)は30区オ	
		なし	記載しない	
	ア		26区ア	
	イ		27区イ	
	ウ		28区ウ	
	エ		29区エ	
	オ		30区オ	

(例外的な取扱い)

①実施主体(都道府県)が患者の所得区分の照会を保険者に対して行ったとき、保険者からの連絡や都道府県での所得区分の変更手続に一定の時間が必要となることなどにより、受給者証の交付が遅れる可能性がある場合には、受給者証における適用区分欄を空欄として交付する。

この取扱いにともなう高額療養費の給付額の事後調整は行わない。

～ お願い ～

公費54(難病)の患者負担金は2割(1割の者は1割)の負担金を定められた負担上限額まで徴収することとなり、徴収した金額をレセプトの負担金額(公費)欄に記載します。

よくある請求誤りとして、医療保険の患者負担割合が3割の患者であるのにレセプト右上を8割(患者負担2割)にしていることがあります。

レセプト右上の給付割合および本家入外区分は、医療保険の被保険者証の記載に応じた内容としてください。

6	1	社・国	3	後	期	1	単	独	2	本	人	8	高	一
訪問						2	2	併	4	六	歳			
	2	公	費	4	退	職	3	3	併	6	家	族	0	高
													7	

被保険者証に記載されている給付割合に応じて区分を選んでください。